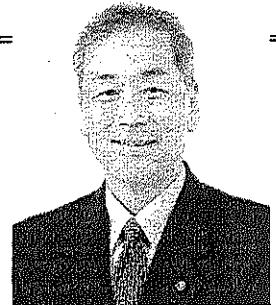


こんにちは、
日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442

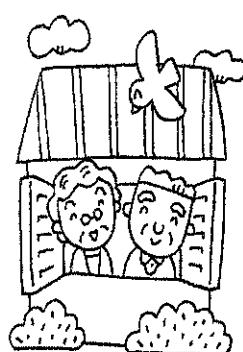
日本共产党京都都市会議員団 ☎ 2222-3728 FAX 211-2130

市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2018年7月1日号

保険料の内訳

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
所得割基礎額				
人数				
所得割額①				
均等割額②				
平等割額③				
法定減額額④	()	()	()	
算定額⑤(①+②+③-④)				
限度額を超える額⑥				
条例減免額⑦				
保険料年額(⑤-⑥-⑦)				
合計額				

料率。() は前年度分	医療分	後期支援分	介護分
所得割額①(率)	7.56%(8.67)	2.83%(2.71)	2.53%(同)
均等割額②(円／一人)	24,360(25,810)	8,870(8,160)	9,410(9,120)
平等割額③(円)	16,490(18,120)	6,000(5,730)	4,750(4,810)



高齢者医療にかかるお金、国保や職場保険の各被保険者で助け合え、というものです。◎表の一一番上の所得割基礎額とは、前年の所得から33万円を引いた（基礎控除という）額。所得とは、収入から必要経費を引いた額です。複数の被保険者がおられる場合、各世帯員の所得割基礎額の合計の額が書かれています。◎人数の欄は、家族数ですが、介護分の欄は、40才64歳の家族の人数です。介護保険料は40歳以上の人には課せられます、65歳の人は、年金天引きなどの方法で徴収されます。◎つまり、40才64歳の人は、介護保険料も、一緒に徴収されているということです。◎所得割は、所得割基礎額に料率を掛けます。均等割は一人あたり、平等割は一世帯当たりの額です（上の下表）。

◎ これらの料率や額は、その年度の医療費見込み額から逆算して計算されます。ここが、保険料が高い理由です。

◎ そこで、①の欄は所得割基礎額×料率、②は均等割額×家族数、③はどの世帯も同じ額が書かれています。①+②+③が保険料です。

◎ しかしこれでは高すぎます。④の欄の()の中には70・50・20等の数字が入っている場合、

応益割Ⅱ②均等割+③平等割の合計額の7割とか5割、2割が減額されていいます、という意味です。所得が一定額以下の場合に適用されます。④の欄は、応益割×減額率の数字です。市があなたの所得を知つていて、既に減額済みということです。

◎ ④の欄が空欄でも、

所得の減少等の事情があれば、申請すれば減額の可能性があります。◎①+②+③から④の欄の額を引いた数字が⑤欄に書かれています。◎保険料に上限を設けるのが最高限度額という仕組みです。計算上の保険料額が、この限度額を超える場合、その超えた額が⑥欄に書かれています。高額所得者優遇策ですが、ならば一定所得以下の「非課税」ラインも設けるべきだと思います。

最高限度額（）内は前年度額
医療分58万円(54万円)
後期高齢者支援分19万円(同)
介護分16万円(同)

